議案第45号

三田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

三田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年6月3日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

三田市固定資産評価審査委員会条例(昭和31年三田町条例第22号)の一部を 次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項各号列記以外の部分中「署名押印しなければならない」を「署名しなければならない」に改める。

第8条第5項各号列記以外の部分中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「署名押印しなければならない」を「署名しなければならない」に改める。

第9条第2項各号列記以外の部分及び第10条第2項各号列記以外の部分中「署 名押印しなければならない」を「署名しなければならない」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。